

介護老人福祉施設重要事項説明書
 〈2024年8月1日現在〉

あなた（またはあなたのご家族）が利用しようと考えている介護老人福祉施設サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1. 介護老人福祉施設サービスを提供する事業者について

事業者名称	シャカイフクシホウジンオンシザイダンサイセイカイシブオオサカフサイセイカイ			
	社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会			
代表者名	役職名	支部長	氏名	ミシマ ミチアキ
				三嶋 理晃
所在地	〒542-0012			
	大阪府大阪市中央区谷町七丁目4番15号			
	電話番号	06-6763-0257	FAX番号	06-6763-0250

2. 介護老人福祉施設サービスを提供する事業所について

(1) 事業所の所在地等について

事業所名称	シャカイフクシホウジンオンシザイダンサイセイカイシブオオサカフサイセイカイ / エトハベツヨウゴロウジンホームシヨウトウエン			
	社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会 野江特別養護老人ホーム城東園			
介護保険事業所番号	2774400192			
所在地	〒536-0002			
	大阪府大阪市城東区今福東二丁目2番25号			
	電話番号	06-6931-3825	FAX番号	06-6931-7570
管理者	園長 松山 信幸			

(2) 職員体制について

職種（資格）	基準人員	常勤	非常勤	計	
管理者	1名	1名	—	1名	
医師		—	3名	3名	
生活相談員	2名	2名	—	2名	
管理栄養士	1名	1名	—	1名	
機能訓練指導員	2名	1名	1名	2名	
介護支援専門員	1名	1名	—	1名	
事務職員	—	4名	2名	6名	
介護・看護職員	(看護師)	36名(内看護職員3名)	6名	1名	7名
	(准看護師)		0名	0名	0名
	(介護福祉士)		28名	10名	38名
	(介護職員実務者・初任者研修修了者)		2名	2名	4名
その他		0名	1名	1名	

介護老人福祉施設

(3) 職務内容について

職 種	職務内容
管理者（園長）	職員及び業務の実施状況の把握、その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等に指定されている指定介護老人福祉施設サービスの業務の実施に関し、施設の職員に対し遵守すべき事項についての指揮監督を行う。
生活相談員	入所者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。
管理栄養士	給食管理・栄養ケアマネジメント及び入所者の栄養指導に従事する。
介護職員	入所者の日常生活の介護及び援助に関する業務に従事する。
看護職員	上長及び医師の指揮を受け、入所者の看護及び診療の補助並びに入所者の内服管理や職員の保健衛生に関する業務に従事する。
機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び指導に従事する。
介護支援専門員	上長の指揮を受け、入所者並びに家族からの相談に応じ、入所者の心身の状況を配慮し、適切な指定介護老人福祉施設サービスを利用できるようサービス計画を作成し、施設内の連絡調整、必要な申請の代行等の業務に従事する。
事務員	上長の指揮を受け、事務部門全般に従事する。
調理員	管理栄養士の指示により、調理及び給食の業務に従事する。
医 師	入所者の診療、健康管理に関する業務に従事する。

上記の他、全職員は必要に応じ、上長の指示により各職種業務の応援に積極的に参加（従事）する。

(4) 設備の概要【短期入所 8名含】について

定 員		108名		浴 室	一般浴槽と特殊浴槽があります。
居 室	4人部屋	22室	(1室 32㎡)		
	2人部屋	4室	(1室 24～25㎡)	食 堂	2室 各階に1室
	個 室	12室	(1室 7.4～11.4㎡)	機能訓練室	1室
静養室		1室	3床		

(5) 職員の勤務体制について

職 種	勤務体制	
内科医	毎週火曜日	午後診
精神科医	毎週月曜日	午前診
歯科医	毎週火曜日	午後診
介護支援専門員	午前 10 時 00 分～午後 6 時 30 分	1名

介護老人福祉施設

介護職員	早出	午前 7 時 30 分～午後 4 時 00 分	2 名
	日勤	午前 10 時 00 分～午後 6 時 30 分	10 名
	遅出	午前 10 時 45 分～午後 7 時 15 分	1 名
	夜勤	午後 5 時 30 分～翌午前 10 時 30 分	5 名
看護職員	早出	午前 8 時 00 分～午後 4 時 30 分	1 名
	日勤	午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分	2 名
	遅出	午前 10 時 30 分～午後 7 時 00 分	1 名
機能訓練指導員		午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分	1 名
生活相談員		午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分	2 名
事務職員		午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分	3 名

*土・日・祝は上記と異なることがあります。

協力病院について

名 称	社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部大阪府済生会 野江病院		
診療科	総合病院（内科・外科・脳神経外科他）		
所在地	〒536-0001		
	大阪府大阪市城東区古市一丁目 3 番 25 号		
	電話番号	06-6932-0401	FAX 番号 06-6932-7977

協力歯科医院について

名 称	下地歯科医院		
所在地	〒536-0002		
	大阪府大阪市城東区今福東二丁目 15 番 30 号 Y's コート今福鶴見 2F		
	電話番号	06-6939-5008	

(6) 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施状況	実施なし
------	------

3.事業の目的および運営方針について

事業の目的	当施設は、老人福祉法に定める特別養護老人ホームまたは介護保険法に定める指定介護老人福祉施設として、常時介護を要する高齢者が利用し、その心身の健康の維持及び生活の場として、必要なサービスを提供するとともに、都市型の特別養護老人ホームとして、その施設を地域に開放し、多様化した在宅の要介護高齢者とその家族のニーズに対応すべく、施設の社会化を図るとともに、地域社会における老人福祉の拠点としての機能を併せ持った施設運営を実施することを目的とする。
運営方針	生活施設としての機能と、在宅ケアの拠点としての機能を併せ持つことを目指し、多角的機能を発揮するため、施設の効率的運用に努める。入所者に対しては、ノーマライゼーションの理念のもと、常にニーズの把握に努め、家庭的な心のこもったサービスの提供に努めると共に、地域の非営利団体（ボランティア）や家族の最大限の参加と協力を得る中での指定介護老人福祉施設サービスを提供することにより、施設機能と在宅ケアの援助的役割、双方を果たせる施設運営を目指す。

4.サービス内容等について

(1) サービス内容について

食 事	食事は栄養ケアマネジメントにより個人の嗜好や身体・疾病等の状態に適した食事内容・形態とし、また必要に応じて変更を行います。栄養ケア計画書に関しては入所者およびその家族へ説明・交付いたします。時節柄を勘案したメニューの設定や選択メニューの実施等についても栄養士と相談の上、行います。適温給食を実施しています。
入 浴	入所者の状態に合わせて一般浴槽もしくは特殊浴槽にて週 2 回の入浴を実施させていただきます。なお、万一、体調不良等で入浴できない状態の方については、清拭等を実施させていただくなど清潔保持に努めます。
介 護	「生活の場」としての認識のもとに高齢者としての尊厳と人権を尊重しながら、移動・食事・排泄・着替え等の日常生活を援助します。入所者の意思決定を第一に尊重しつつ、残存機能の活用を図りながら機能維持にも努めます。
機能訓練	身体の障がい有する入所者に対しては、多職種が協働し、機能訓練を行います。
生活相談	安心して楽しい生活を送っていただけるよう、個々の問題（心配事・相談）がある場合は、個別面接等を通して潜在的ニーズを発掘するなどの対応をさせていただきます。
健康管理	日々の居室巡回で健康状態を観察することはもちろん、体重・血圧等の測定、定期健康診断、各種検査を行い、医師との連携のもとに入所者の健康維持に努めます。また、必要があれば協力病院（野江病院）との連携のもとで適切な看護、医療ケアを提供いたします。
レクリエーション	入所者一人ひとりの趣味嗜好に沿った形で余暇時間を過ごしていただけるように努めます。さらには、ご希望に応じて参加して頂ける施設内各種クラブ活動の機会を設けるなど、楽しく生き甲斐のある生活が送れるよう配慮いたします。
理美容サービス	施設内では、理美容サービスを有料にて実施しております。施設外でのご希望があれば、近隣の理美容店をご紹介させていただきます。
行政手続き	入所者およびご家族による行政手続きが困難な場合は、当施設にて、それらを代行いたします。
日常費用支払い 代行	介護以外の日常生活にかかる諸費用に関する支払いもご希望により代行いたします。
所持品保管	原則的には、ご本人で管理していただくこととなりますが、入所者およびご家族のご希望があれば、施設管理をさせていただきます。

(2) 身体拘束の原則禁止等について

身体拘束の 原則禁止等	原則として、入所者に対する身体拘束は行いません。但し、入所者または他の入所者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得なく身体拘束を行う場合があります。その場合には、入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。
----------------	---

(3) サービス利用にあたっての留意事項について

食 事	食事は衛生、栄養管理上、施設の提供する食事を摂取し、持ち込みは原則禁止としております。
消灯時間	消灯時間は、通年原則午後 9 時 00 分です。
外出・外泊	外出および外泊は、所定用紙で届け出ていただきます。
飲 酒	飲酒は、栄養管理上、原則禁止としております。
喫 煙	喫煙は、施設内禁煙のため、原則禁止としております。
火気の取扱い	火気の取扱いは、防火管理上、禁止してしております。
設備・器具の利用	設備および備品の利用は、本来の使用法に従って利用していただきます。
持参品について	所持品・備品等の持ち込みは、収納スペースがありますが、種類や大きさに制限があります。
ペットの持ち込み	ペットの持ち込みは、衛生管理上、禁止してしております。
その他	入所者の営利活動および宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止します。また、他の入所者への迷惑行為は禁止してしております。

5.利用料金 (1 単位=10.72 円) について

(1) 介護サービス費について

①施設利用費 (基本料金)

	1日あたりの自己負担金額
要介護 1 (589 単位)	632 円 (※1,263 円) (◆1,895 円)
要介護 2 (659 単位)	707 円 (※1,413 円) (◆2,120 円)
要介護 3 (732 単位)	785 円 (※1,570 円) (◆2,355 円)
要介護 4 (802 単位)	860 円 (※1,720 円) (◆2,580 円)
要介護 5 (871 単位)	934 円 (※1,868 円) (◆2,802 円)

②加算

1日あたりの自己負担金額

日常生活継続支援加算 (I) (36 単位)	39 円(※77 円) (◆116 円)
看護体制加算 (I) 口 (4 単位)	5 円 (※9 円) (◆13 円)
看護体制加算 (II) 口 (8 単位)	9 円 (※17 円) (◆26 円)
個別機能訓練加算 (I) (12 単位)	13 円(※26 円) (◆39 円)
夜勤職員配置加算 (I) 口 (13 単位)	14 円(※28 円) (◆42 円)
精神科医療養指導加算 (5 単位)	6 円 (※11 円) (◆16 円)

1月あたりの自己負担金額

科学的介護推進体制加算 II (50 単位)	54 円 (※108 円) (◆161 円)
協力医療機関連携加算 (100 単位)	108 円(※215 円) (◆322 円)
個別機能訓練加算 (II) (20 単位)	22 円 (※43 円) (◆67 円)

③必要に応じた加算

療養食加算 (6 単位) (1 食あたり)	7 円 (※13 円) (◆20 円)
口腔衛生管理加算 II (110 単位) 1 月あたりの自己負担額	118 円 (※236 円) (◆336 円)
看取り介護加算 (1) (72 単位) 死亡日以前 31 日以上 45 日以下	78 円 (※155 円) (◆463 円)
看取り介護加算 (2) (144 単位) 死亡日以前 4 日以上 30 日以下	155 円 (※309 円) (◆463 円)
看取り介護加算 (3) (680 単位) 死亡日以前 2 日または 3 日	729 円 (※1,458 円) (◆2,187 円)

介護老人福祉施設

看取り介護加算 (4) (1,280 単位) 死亡日	1,373 円 (※2,745 円) (◆4,117 円)
外泊・入院時費用 (246 単位) 1 月に 6 日まで (月をまたぐ場合には連続 13 泊 (12 日) まで)	264 円 (※528 円) (◆792 円)

※の金額は負担割合が 2 割の場合の自己負担金額

◆の金額は負担割合が 3 割の場合の自己負担金額

④介護職員処遇改善加算

介護職員等処遇改善加算 (I)	①・②・③により算定した単位数の 14%に相当する単位数
-----------------	------------------------------

*入所時に 1 回に限って、法定の 22 円 (※43 円) (◆65 円) を加算いたします。(安全対策体制加算)

*入所日から 30 日に限って、1 日につき法定の 33 円 (※65 円) (◆97 円) の自己負担がありますのでご了承ください。(初期加算)

(2) 食事の提供に要する費用 (1 日あたり)・居住費にかかる費用 (1 日あたり) について

利用者負担段階	主な対象者	預貯金額等 (夫婦の場合)	食費	居住費
第 1 段階	生活保護受給者・世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者	1,000 万円 (2,000 万円) 以下	300 円	0 円
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入金額+合計所得金額が 80 万円以下	650 万円 (1,650 万円) 以下	390 円	430 円
第 3 段階①	世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入額+合計所得金額が 80 万円超 120 万円以下	550 万円 (1,550 万円) 以下	650 円	430 円
第 3 段階②	世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入額+合計所得金額が 120 万円超	500 万円 (1,500 万円) 以下	1,360 円	430 円
第 4 段階	第 1 段階～第 3 段階以外 (課税世帯)	—	1,780 円	915 円

*入院中又は外泊中は、居住費をご負担いただきます。ただし、入院又は外泊のベッドを短期入所生活介護又は、介護予防短期入所生活介護に使用する場合は、その間の居住費はご負担いただくことはありません。

*上記 (2) 居住費にかかる費用は、厚生労働省が示す負担限度額と基準費用額です。

(3) その他の料金について

その他の料金	①理美容費 実費+消費税 となります。
	②その他 (レクリエーション費用・買い物費用・経口補水液) 実費+消費税 となります。
	③預かり金管理費 2,000 円/月 (月途中での入退所も同額) となります。

(4) 高額介護サービス費について

利用者負担段階区分	上限額 (月額)	利用者負担段階区分	上限額 (月額)
年収約 1,160 万円以上	140,100 円 (世帯)	市町村民税非課税世帯	24,600 円 (世帯)
年収約 770 万円以上 約 1,160 万円未満	93,000 円 (世帯)	市町村民税非課税世帯で本人の合計所得金額と公的年金等収入額が 80 万円以下・老齢年金受給者	15,000 円 (個人)
年収約 383 万円以上 約 770 万円未満	44,400 円 (世帯)	生活保護受給者	15,000 円 (個人)
市町村民税課税世帯	44,400 円 (世帯)		

(5) 請求および支払方法について

請求について	利用料、その他の費用の合計金額を利用のあった月の翌月に請求します。
支払いについて	原則、利用のあった月の翌月の 28 日（銀行休業日には、翌営業日）に銀行口座より引き落としさせていただきます。

(6) 加算について

日常生活継続支援加算（Ⅰ）（36 単位/日）	
当施設は、新規入所者のうち、要介護 4・要介護 5 の方の割合が 70%以上又は認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が 65%以上であり、介護福祉士を入所者の数が 6 又はその端数を増すごとに 1 以上配置している施設となり、費用算定の基準の規定により入所者全員に基本料金に加え、当加算をご負担いただきます。	
看護体制加算（Ⅰ）ロ（4 単位/日）	
当施設は、定員が 51 人以上であり、常勤の看護師を 1 以上配置している施設となり、費用算定の基準の規定により入所者全員に基本料金に加え、当加算をご負担いただきます。	
看護体制加算（Ⅱ）ロ（8 単位/日）	
当施設は、看護職員を一定数以上配置しており、当該看護職員との 24 時間の連絡体制を確保している施設となり、費用算定の基準の規定により入所者全員に基本料金に加え、当加算をご負担いただきます。	
個別機能訓練加算（Ⅰ）（12 単位/日）	
当施設では、入所者ごとの身体機能の維持・向上に着目した個別機能訓練計画を機能訓練指導員が策定し、これに基づいた機能訓練を機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種が協働し行います。訓練対象入所者に基本料金に加え、当加算をご負担いただきます。	
個別機能訓練加算（Ⅱ）（20 単位/月）	
当施設では、個別機能訓練計画の内容等を、厚生労働省に科学的介護情報システム（LIFE）を用いて提出し、ケアの質の向上を目指します。訓練対象入所者に基本料金に加え、当加算をご負担いただきます。	
夜勤職員配置加算（13 単位/日）	
当施設では、基準を上回る夜勤職員の配置をすることによって夜間における入所者への手厚い介護を目指します。費用算定の基準の規定により、入所者全員に基本料金に加え、当加算をご負担いただきます。	
精神科医療養指導加算（5 単位/日）	
当施設では、認知症の症状を呈する方にも入所いただき、精神科医の療養指導を受けております。費用算定の基準の規定により、入所者全員に基本料金に加え、当加算をご負担いただきます。	
療養食加算（6 単位/1 食）	
当施設では、食事箋に基づき、入所者の年齢・症状に応じた栄養量及びその内容を有する療養食（糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・脂質異常症食・痛風食及び特別な場合の検査食）を提供いたします。療養食対象者に当加算をご負担いただきます。	

介護老人福祉施設

入院・外泊時加算（246 単位/日）	
病院等に入院を要した場合及び外泊をした場合、1 月に 6 日間を限度に所定単位数に代えて当加算をご負担いただきます。	
科学的介護推進体制加算Ⅱ（50 単位/月）	
厚生労働省に科学的介護情報システム（LIFE）を用いて介護情報データを提出し、フィードバックを受け、PDCA サイクル・ケアの質の向上の取組を推進します。費用算定の基準の規定により、入所者全員に基本料金に加え、当加算をご負担頂きます。	
協力医療機関連携加算（100 単位/月）	
当施設は、済生会野江病院と連携体制をとっており、入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談、診療を行う体制を常時確保しているため費用算定の基準の規定により入所者全員に基本料金に加え、当加算をご負担いただきます。	
口腔衛生管理加算Ⅱ（110 単位/月）	
当施設は、協力歯科と連携し、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対して口腔ケアを実施し、口腔ケアについて介護職員へ具体的な技術的助言及び指導をした場合。また、ケアの情報を科学的介護情報システム（LIFE）を用いて提出しケアの質の向上を目指すことにより、対象者に当加算をご負担いただきます。	
看取り介護加算（1）（72 単位）	死亡日以前 30 日以上 45 日以下
看取り介護加算（2）（144 単位）	死亡日以前 4 日以上 30 日以下
看取り介護加算（3）（680 単位）	死亡日の前日及び前々日
看取り介護加算（4）（1,280 単位）	死亡日
当施設では、夜間における入所者の容態急変による看護体制として、夜勤介護職員と看護職員が 24 時間体制で連携・対応できる方法を整備しています。また、看取りと終末期の対応についての職員研修も実施しています。看取り介護を実施の際には、入所者及びご家族より同意を得て、看取り介護に係る計画書を作成し、ご家族と施設職員並びに関係機関との連携体制について取りまとめを行います。	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	
介護現場で働く職員の処遇改善を行い人材確保に努め、良質なサービス提供を続けることができるようにするための加算であり、費用算定の基準の規定により、利用者全員に基本料金に加え、当加算をご負担いただきます。	

(7) 利用料の変更について

利用料の変更	当施設で定める利用料について、経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、入所者に対して変更を行う日の 1 ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更します。
--------	--

6. ご利用の手続き等について

(1) 対象者及び入所手続きについて

対象者	要介護認定で、要介護 3 から要介護 5 に該当し、大阪市及びその周辺にお住まいの方。
入所手続き	○入所申込書に必要事項をご記入いただき、提出後、手続き（申請）完了といたします。 ○入所選考、入所判定、契約締結等の所定の手続きを経て入所となり、サービスの提供を開始します。

* 居宅サービス計画の作成を依頼しておられる場合は、事前に担当の介護支援専門員にご相談ください。

(2) 退所手続きについて

退所手続き	<p>①入所者の都合で退所される場合 退所を希望される日の 30 日前までにお申し出ください。</p> <p>②自動終了（以下の場合、自動的にサービスを終了いたします。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入所者が他の介護保険施設に入所した場合。 ○利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援 1、要支援 2、要介護 1、要介護 2 と認定された場合。＊この場合、所定の期間の経過をもって退所していただくこととなります。 ○入所者がお亡くなりになった場合。 <p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入所者がサービス利用料金の支払いを 2 か月以上延滞し、料金を支払うよう催告したにも関わらず、10 日以内に支払わない場合、または、入所者やご家族などが当施設や従業員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為（以下の禁止行為を含む）を行った場合は、退所していただく場合があります。 <p>【禁止行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対する暴力行為（身体的な力を使って危害を及ぼす行為） ・職員に対する精神的暴力行為（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為） ・職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為） <ul style="list-style-type: none"> ○入所者が病院または診療所に入院し、明らかに 3 ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、3 ヶ月を経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知の上、契約を終了させていただく場合があります。また、入院により退所となった場合で、3 ヶ月以内の退院であれば再入所の希望がある場合再入所が可能となっております。（やむを得ない事情がある場合を除く）遠慮なくお申し出ください。 ○やむを得ない事情により当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し退所していただく場合があります。この場合契約終了の 30 日前までに文書で通知いたします。
-------	--

7.秘密の保持と個人情報の保護について

入所者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た入所者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する責務は契約が終了した後も継続します。</p>
個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者は、入所者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、入所者の個人情報を用いません。また、入所者の家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で入所者の家族の個人情報を用いません。 ○事業者は、入所者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者へ漏えいを防止するものとします。

8.事故発生時の対応について

<p>事故発生時の対応について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法が記載された事故発生防止のための指針を整備します。 ○事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知する体制を整備します。 ○入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村並びに入所者家族に連絡を行うと共に、必要な処置を講じます。 ○入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
---------------------	--

9.非常災害対策について

<p>非常災害対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○防火管理者を定め、消防計画に基づく訓練の実施、消防設備の点検・維持管理等の災害に対処する計画に基づき非常災害対策を行います。 ○防火管理者は、施設職員に対して防火、消防訓練を実施します。 防火、消防訓練（消火・通報・避難） …年2回（内、1回は夜間を想定した訓練） ○その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。
---------------	--

10.業務継続計画について

<p>業務継続計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所は、感染症や非常災害の発生等において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。 ○事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。 ○事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
---------------	--

11. 高齢者虐待防止について

<p>高齢者虐待防止に関する指針等について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所は入所者等の人権の擁護・虐待の防止のため、次に掲げる指針を定めております。 <ul style="list-style-type: none"> (1) いかなる状況であろうとも人が尊厳を持ち、自分らしく生きていくという基本的権利は脅かされてはならない。 (2) 高齢者虐待防止の取り組みは、入所者の人権を守る取り組みである。 (3) 入所者に対する虐待防止に係る責務は、法律の内容の周知及び体制整備、虐待行為（疑いを含む）の禁止に留まることなく、虐待の前段階で生じる「不適切ケア」「不適切な事業運営」を行わない取り組みをする。 ○事業所は入所者の人権擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり
---------------------------	---

介護老人福祉施設

	<p>必要な措置を講じます。</p> <p>○高齢者虐待防止指針及び高齢者虐待防止規程を定めております。</p> <p>○虐待防止に関する担当者及び、責任者を選定しています。</p> <p>○虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会を設置しています。</p> <p>○人権擁護・高齢者虐待防止に係る研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。</p> <p>○職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。</p>
虐待防止責任者	野江特別養護老人ホーム城東園 園長 松山 信幸

12. ハラスメント対策について

ハラスメント撲滅宣言	<p>事業所で働く全ての職員は、それぞれの職員間の相互理解を深め、適切なコミュニケーション維持に努め、お互いの人格や尊厳を尊重します。</p> <p>事業所は、相手に不快感や不利益を与える、与えられる、個人の尊厳を傷つける、傷つけられるという、あらゆるハラスメントに対して、“いかなるハラスメント行為も行わない・行わせない” 決意として「ハラスメント撲滅宣言」を表明します。</p> <p>(1) 事業所では定期的に講習会や講演会を開催し、ハラスメント防止のための機会を設けます。職員はこの機会を活かしてハラスメントや人権について理解し、それを意識してより良い環境づくりに努めます。</p> <p>(2) 職員は悩みを抱えることなく、職場で能力を十分に発揮できるようにハラスメント相談窓口を当園内に設け、相談できる体制を整えております。</p> <p>(3) 問題が発生した場合には、事業所と職員は迅速且つ真摯に解決にあたり、ハラスメントを放置することを許しません。</p>
------------	---

13. 介護老人福祉施設に関する相談・苦情について

(1) 事業所の相談・苦情窓口

名称	野江特別養護老人ホーム城東園
所在地	大阪府大阪市城東区今福東二丁目 2 番 25 号
電話番号	06-6931-3825
FAX 番号	06-6931-7570
受付時間	24 時間（夜間帯については宿直体制となります。）
責任者	園長 松山 信幸
担当者	生活相談員

(2) 公的団体の相談・苦情窓口

名称	大阪府国民健康保険団体連合会
所在地	大阪府大阪市中央区常磐町一丁目 3 番 8 号 FN ビル
電話番号	06-6949-5418
受付時間	午前 9 時～午後 5 時（土・日曜日・祝日を除く）

介護老人福祉施設

(3) 市役所の苦情・相談窓口

名 称	大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課指定・指導グループ
所在地	大阪府大阪市中央区船場中央三丁目 1 番 7-311 号
電話番号	06-6241-6310
FAX 番号	06-6241-6608
受付時間	午前 9 時～午後 5 時 30 分（土・日曜日・祝日を除く）

(4) 区役所の苦情・相談窓口（各区保健福祉課（介護保険））

受付時間：午前 9 時～午後 5 時 30 分				
区 名	住 所	電話番号	FAX 番号	
城東区	城東区中央三丁目 5 番 45 号	06-6930-9859	06-6932-0979	
鶴見区	鶴見区横堤五丁目 4 番 19 号	06-6915-9859	06-6913-6235	
旭区	旭区大宮一丁目 1 番 17 号	06-6957-9859	06-6952-3247	
北区	北区扇町二丁目 1 番 27 号	06-6313-9859	06-6362-3821	
都島区	都島区中野町二丁目 16 番 20 号	06-6882-9859	06-6352-4558	
福島区	福島区大開一丁目 8 番 1 号	06-6464-9859	06-6462-0792	
此花区	此花区春日出一丁目 8 番 4 号	06-6466-9859	06-6462-0942	
中央区	中央区久太郎町一丁目 2 番 27 号	06-6267-9859	06-6264-8283	
西区	西区新町四丁目 5 番 14 号	06-6532-9859	06-9538-7316	
港区	港区市岡一丁目 15 番 25 号	06-6576-9859	06-6572-9511	
大正区	大正区千島二丁目 7 番 95 号	06-4394-9859	06-6553-1981	
天王寺区	天王寺区真法院町 20 番 33 号	06-6774-9859	06-6772-4904	
浪速区	浪速区敷津東一丁目 4 番 20 号	06-6647-9859	06-6644-1937	
西淀川区	西淀川区御幣島一丁目 2 番 10 号	06-6478-9859	06-6477-0635	
淀川区	淀川区十三東二丁目 3 番 3 号	06-6308-9859	06-6885-0534	
東淀川区	東淀川区豊新二丁目 1 番 4 号	06-4809-9859	06-6327-1920	
東成区	東成区大今里西二丁目 8 番 4 号	06-6977-9859	06-6972-2732	
生野区	生野区勝山南三丁目 1 番 19 号	06-6715-9859	06-6717-1160	
阿倍野区	阿倍野区文の里一丁目 1 番 40 号	06-6622-9859	06-6621-1412	
住之江区	住之江区御崎三丁目 1 番 17 号	06-6682-9859	06-6686-2040	
住吉区	住吉区南住吉三丁目 15 番 55 号	06-6694-9859	06-6692-5535	
東住吉区	東住吉区東田辺一丁目 13 番 4 号	06-4399-9859	06-6629-4533	
平野区	平野区背戸口三丁目 8 番 19 号	06-4302-9859	06-6700-0190	
西成区	西成区岸里一丁目 5 番 20 号	06-6659-9859	06-6659-2245	